

広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）第三条第一項及び第十一條第一項の規定によって、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

令和七年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 家畜の種類
牛

二 講習会などの日時

1 講習会

令和七年八月二十二日（金）から九月十八日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

2 修業試験

令和七年九月十九日（金）午前九時から午後五時まで

三 講習会及び修業試験の場所

庄原市七塚町五八四

広島県立総合技術研究所畜産技術センター

四 講習課目

1 学科

専 門 科 目				区 分	科 目	時 間 数
体内受精卵移植概論						八
受精卵の生理及び形態						一六
体内受精卵の処理及び保存						一六
受精卵の移植						八

2 実習

実習		区 分	科 目	時 間 数
受精卵の移植			受精卵の処理及び保存	五〇
二六				

五 講習対象者

牛についての家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格し、新たに牛の受精卵移植に関する業務を行おうとする者

六 講習定員

八人（定員に達し次第、受付を終了する）

七 受講希望調査及び受講候補者の選定

受講希望者は、受講希望書に家畜人工授精師免許証の写し又は家畜人工授精師修業試験に合格していることを証明する書面及び履歴書を添えて提出すること。

受講候補者を選定後、本人に通知する。

1 受講希望書の提出期限

令和七年七月二十三日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。受付時間は、八時三十分から午後五時十五分まで）

郵送の場合は、令和七年七月二十三日（水）までの必着にて受け付ける。

2 受講希望書の提出先

住所地を所管する家畜保健衛生所

八 講習手続

受講候補者は、受講願を提出すること。

1 受講願の提出期限

令和七年八月六日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。受付時間は、八時三十分から午後五時十五分まで）

郵送の場合は、令和七年八月六日（水）までの必着にて受け付ける。

2 受講願の提出先

住所地を所管する家畜保健衛生所

郵送する場合は、封筒の表に「講習会受講願在中」と朱書すること。

九 受講手数料

二万九千九百円

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受講手数料は、返還しない。

1 現金による納付

手数料二万九千九百円分の現金を受講願にそえて、申請窓口で納付する。

2 納付書による納付

所定の手続きにより広島県が発行する納付書で事前納付することができる。

納付書による納付を希望する場合は、申請窓口に関し合わせる。

この場合、払込証明書を受講願の所定欄に貼って提出すること。

十 受講者の決定

受講者を決定後、本人に通知する。

十一 合格者の発表

修業試験実施後、一か月以内に合格者の受験番号を広島県報に登載するとともに、本人に合格証を交付する。

十二 その他

家畜伝染病発生時は、講習会などの開催を中止又は延期する場合がある。やむを得ず講習会などを中止した場合は、受講手数料を返還する。ただし、中止に伴う受講者の不便、費用その他の個人的損害については責任を負わない。